

## フロン類の使用の合理化に関するフロン類製造業者等の判断の基準の概要

平成 26 年 8 月 29 日  
経済産業省製造産業局  
化学物質管理課  
オゾン層保護等推進室

(留意事項) 本資料は、フロン類の使用の合理化に関するフロン類製造業者等の判断の基準の概要を示すものであり、今後法制化するにあたって法技術的な修正を行う可能性がある。

フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号）第 9 条の規定に基づき、フロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関するフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める。

### 1. フロン類使用見通し

- (1) フロン類製造業者等は、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずることにより、フロン類製造業者等が製造等を行うフロン類のうち国内向けに出荷する量に相当する量として付録第 1 に掲げる式により算定された量（以下、「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第 12 条第 1 項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準に基づく指定製品における転換の状況との整合性を踏まえて算定された国内で使用されるフロン類の量に相当する量の将来見通し（以下、「フロン類使用見通し」という。）が、平成 32 年度（2020 年度）において●●万トン（地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算された量をいう。以下同じ。）、平成 37 年度（2025 年度）において●●万トンであることを念頭に取り組むものとする。
- (2) 主務大臣は、法第 12 条第 1 項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準の制定又は改廃その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは 1. (1) のフロン類使用見通しを改定するものとする。

### 2. フロン類使用合理化計画

- (1) フロン類の製造業者等は、フロン類の使用の合理化を計画的に行うため、自らのフロン類の使用の合理化に関する計画（以下「フロン類使用合理化計画」という。）を作成するものとする。
- (2) フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (ア) 平成 32 年度（2020 年度）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（※）

※既存の製造業者等にあっては「削減目標」、新規に製造等の業に参入する者にあっては「制限目標」を記載することとする。

- (イ) フロン類代替物質の製造に必要な設備の整備及び技術の向上その他のフロン類の使用の合理化のための取組に関する事項
- (ウ) フロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項
- (3) (2) (ア) の削減目標を策定するに当たっては、指定製品の製造業者等の判断基準に基づく現在指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換その他のフロン類の使用の合理化の進展が見込まれることを踏まえ、国が策定するフロン類使用見通しを目安として、これに留意しつつ、フロン類の使用合理化の進展に資するよう行うものとする。
- (4) 主務大臣は、フロン類製造業者等が(2) (ア)により策定した平成32年度(2020年度)におけるフロン類出荷相当量の削減目標の合計値が当該年度におけるフロン類使用見通し量を超えるものとならないよう、フロン類の製造及び輸出入の状況及びその他の事情を勘案して、フロン類の製造業者等に対して必要な情報の提供並びに法第10条の規定に基づく指導及び助言を行うものとする。
- (5) フロン類の製造業者等は、フロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うものとする。

### 3. フロン類の製造業者等の責務

フロン類の製造業者等は次の事項に留意しつつ、フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性、環境影響等に配慮しつつ、オゾン層破壊効果や地球温暖化効果の低減に資するフロン類代替物質の開発及び商品化、当該物質及び当該物質の使用に係る安全性評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めること。
- (2) 自らが製造等するフロン類及びフロン類代替物質の安全性その他の関連する情報の収集及び提供に努めること。
- (3) フロン類の製造時におけるフロン類の排出量の一層の削減(副生ガスの回収等を含む。)に取り組むこと。
- (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。
- (5) 高圧ガス保安法(昭和二十六年六月七日法律第二百四号)その他の法令及び法令に基づいてする行政庁の処分を遵守し、フロン類の製造等及び運搬を行うこと。

### 4. 判断基準の見直し

- (1) 主務大臣は、1.(1)のフロン類使用見通しを大幅に上回ってフロン類の使用の合

理化が進展することが確実であると見込まれる場合、若しくは、本法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給又はフロン類の使用の合理化に係る規制に関する国際的動向その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは本判断の基準に検討を加え、必要な改定をするものとする。

#### 【付録第1】フロン類出荷相当量の算定式

$$R = \Sigma (A_i + B_i - C_i - D_i - E_i - F_i) \times G_i$$

A<sub>i</sub>は、算定期間におけるHFCの種類別の製造量

B<sub>i</sub>は、算定期間におけるHFCの種類別の輸入量

C<sub>i</sub>は、算定期間におけるHFCの種類別の輸出量

D<sub>i</sub>は、算定期間におけるHFCの種類別の破壊量（他の物質の製造に当たって副生されたものであって当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他社に譲渡等されることなく破壊されるもの、若しくは、破壊を目的として輸入されたものに限る。）

E<sub>i</sub>は、算定期間におけるHFCの種類別の原料用途等使用量（自社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの、若しくは、他社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するもの、又は、他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自社若しくは他社が使用するためのものとして製造等される場合であって、当該使用によりHFCが分解され、かつ、分解されなかったHFCがすべて破壊されるものをいう。）

F<sub>i</sub>は、算定期間におけるHFCの種類別の試験研究用途使用量（自社が試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他社が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するものをいう。）

G<sub>i</sub>は、フロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき別表第〇の第〇欄に掲げる係数をいう。）

Rは、フロン類出荷相当量

以上